

健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日
3 0 生 消 生 第 5 8 9 号
令和 5 年 4 月 1 日
一部改定 4 生 消 生 第 6 2 3 号
令和 6 年 4 月 1 日
一部改定 6 生 消 生 第 5 号
令和 7 年 4 月 1 日
一部改定 6 生 消 生 第 5 6 7 号

(目的)

第 1 この要綱は、区市と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した都民の健康増進、都民相互の交流促進等、都民の福祉の向上を図るとともに、都民の入浴機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であって、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 3 9 年東京都条例第 1 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する普通公衆浴場又は法第 2 条第 3 項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。

3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改築又は改修について所有者の承諾を得た者をいう。

(補助対象事業)

第 3 この補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、公衆浴場の所有者又は経営者が行う既設公衆浴場の改築又は改修事業のうち、別表第 1 に定める施設・設備を設置するものであって、当該公衆浴場所在地の区長又は市長（以下「当該区市長」という。）による事業計画の推薦を得たものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合を除き、他の公的制度の対象となっている改築又は改修事業は除く。

2 1 の規定による推薦は、当該事業計画が、次のいずれかに該当することを条件とする。

(1) 当該事業計画に対し、当該区市による改築又は改修費補助が見込める場合

(2) 当該区市等が実施する介護予防事業、健康増進事業等において、当該公衆浴場の活用が見込める場合

(3) 公衆浴場の所有者又は経営者が、自ら介護保険事業、健康増進事業等を実施する場合

(4) (1) から (3) までに定めるもののほか、知事が特に必要と認めた場合

(補助対象者)

第4 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者であって、補助事業が完了した日から、改築事業にあっては15年以上、改修事業にあっては10年以上公衆浴場の営業を継続し、事業税及び都民税を現に滞納していない者とする。ただし、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(補助内容)

第5 東京都は、第3 1に規定する補助事業を実施する公衆浴場の所有者又は経営者に対し、その改築又は改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象施設整備費の限度額)

第6 東京都が補助の対象とする補助対象施設整備費の限度額は、次のとおりとする。

(1) 改築事業については、1施設につき3億円

(2) 改修事業については、1施設につき1億円

2 補助対象施設整備費の内容は、次に掲げる費用で、別表第2により算出して得られた額とする。

(1) 本体工事費

(2) 附帯設備費

(3) 初度調弁費

(4) 設計工事監理委託費

(補助金の額)

第7 補助金の額は、補助対象施設整備費の4分の1とし、次の(1)又は(2)の金額を超えないものとする。

(1) 改築事業については、1施設につき7千5百万円

(2) 改修事業については、1施設につき2千5百万円

2 1の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(助成申請)

第8 補助を受けようとする者は、当該区市長に対し、事業計画を提出し、その推薦を受けた後、事業計画とともに健康増進型公衆浴場改築支援補助助成申請書兼営業継続期間等誓約及び同意書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第3の当該公衆浴場所在地の区長又は市長から推薦を受けたものの）

(2) 当該区市長の推薦書

(3) 工事設計書及び見積書

(4) 施工前写真、施工図面及び現行図面

- (5) 既存の浴場施設の営業許可書又はその証明書の写し
- (6) 既存の浴場施設の建物及び土地の図面（建物図面、各階平面図及び公図）並びに登記事項証明書（共同担保目録付。借家又は借地の場合は、建物又は土地所有者の工事又は建築承諾書）並びに建築基準法上の建物の検査済書又は台帳記載事項証明書
- (7) 法人の登記事項証明書
- (8) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (9) 印鑑証明書（ただし電子申請の場合は不要）
- (10) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
- (11) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の組合員である公衆浴場の所有者又は経営者が申請する場合は、同組合の意見書
- (12) (1) から (11) までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（助成決定）

- 第9 知事は、第8の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には助成決定し、健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定書（別記第2号様式）により、また、助成しないことと決定したときは、通知書（別記第3号様式）により、それぞれ通知する。
- 2 知事は、1の場合において必要があると認めたときは、補助金の助成申請に係る事項に誤りがあるか否かの確認のため、申請に係る公衆浴場への現地調査及び補助を受けようとする者への聴取調査等を実施する。
- 3 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第4に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

（助成申請の撤回）

- 第10 助成決定を受けた者は、助成決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（助成決定の辞退）

- 第11 助成決定を受けた者が、交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の着工時期及び期間）

- 第12 助成決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して60日以内に、助成決定に係る工事に着手しなければならない。また、速やかに工事着手届（別記第5号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 助成決定を受けた者は、助成決定を受けた年度の3月31日までに当該工事を完了しなければならない。

（変更承認申請）

- 第13 助成決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 助成決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 工事の着工時期及び工事期間について、第12-1及び2に規定する期間を超える変更をしようとするとき。

(変更承認)

第14 知事は、第13の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書（別記第7号様式）により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（別記第8号様式）により、それぞれ通知する。

(助成決定の取消し)

第15 知事は、助成決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成決定を受けたとき。
- (2) 知事の承認を受けないで、助成決定に係る工事内容を著しく変更したとき。
- (3) 正当な理由なく、第12-1に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
- (4) 助成決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他、助成決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗等に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、助成決定の条件又は知事の指示に違反したとき。

2 知事は、1の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書（別記第9号様式）により通知する。

(助成決定に関する届出事項)

第16 助成決定を受けた者が、交付決定前に、住所又は氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第17 助成決定を受けた者は、助成対象施設の工事請負契約を締結した日から起算して30日以内に、補助金交付申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 助成決定に係る工事請負契約書の写し
- (2) (1) に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第18 知事は、第17の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第11号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第12号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、1の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第 19 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（工事完了報告）

第 20 補助金の交付決定を受けた者は、助成に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（別記第 13 号様式）を知事に提出し、確認を受けなければならない。

（補助金の交付手続）

第 21 知事は、第 20 の規定による工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書（別記第 14 号様式）により通知する。

2 1 の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期日までに、請求書（別記第 15 号様式）を提出しなければならない。

3 知事は、2 の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

4 3 の規定にかかわらず、第 8 （2）の工事設計書に基づいた進捗状況の報告に応じて、知事が必要と認めたときは、補助金額の一部を交付することができる。

5 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金に相当する額の支払を完了したときは、支払の日から起算して 10 日以内に支払完了届（別記第 16 号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 22 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税額確定報告書（別記第 17 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象経費に消費税額を含めないで交付申請を行った場合には、この限りでない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を返還させることがある。

（交付決定の取消し）

第 23 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）正当な理由なく、第 12 1 に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。

（2）知事の承認を受けずに、交付決定に係る工事内容を著しく変更したとき。

（3）補助事業に係る施設・設備を補助金の交付の目的に反して処分したとき。

（4）事業税又は都民税を滞納したとき。

（5）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（6）補助金の交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（7）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用

人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、公序良俗等に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。

(8) その他、天災事変等やむを得ず、工事を中止又は廃止したとき。

(9) (1) から (8) までに定めるもののほか、補助金交付決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。

2 知事は、1の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書(別記第18号様式)により通知する。

3 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第24 知事は、第23の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、第23 1 (9)の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が第4に規定する期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したときは、知事の指定する額の返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の健康上の問題又は死亡等やむを得ない理由により補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないときなど、知事が特に認める場合はこれを免除することができる。

3 2に定める返納額は、別表第3に掲げる算式によって算出して得られた額とする。ただし、改修事業については、同算式中15年を10年と読み替えて算出して得られた額とする。

(違約加算金及び延滞金)

第25 知事が第23の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 知事は、1及び2の場合において、第23 1 (9)の規定により補助金の交付決定を取り消し、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(補助事業者の届出事項)

第26 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業に係る施設・設備について火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。

(2) 第23 1 (4)に該当したとき。

- (3) 住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更その他重要な変更を生じたとき。
- (4) 補助事業に係る公衆浴場の営業を休止しようとするとき（別記第19号様式による届出）。
- (5) 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするとき（別記第20号様式による届出）。

（財産処分の制限等）

第27 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（一個又は一組の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の工作物、機械及び器具とする。）を、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められている年数を経過した財産及び知事が特別の理由があると認めた財産処分の場合は、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が、知事の承認を受けて、この補助事業により取得した財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を東京都に納付させることができる。

（帳簿及び関係書類の整理保管）

第28 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後15年間（改築事業）又は10年間（改修事業）整理保管しなければならない。

（その他）

第29 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	補助対象施設・設備	
	必須施設・設備	任意施設・設備
1 都民の健康増進、都民相互の交流の促進等が図られる施設・設備	・ 20 人程度を対象とするミニデイサービスや健康増進事業等が実施可能な、30㎡以上のロビー、脱衣室等の施設 ・ 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準じたバリアフリー化（手すり、滑り止め、段差解消、エレベーター等） ・ 受動喫煙防止のための設備	・ 駐車場、駐輪場 ・ 泡、ジェット、電気、露天、水、サウナ風呂等
2 地域貢献に資する施設・設備 （１）環境に配慮した燃料等使用に係る施設・設備 （２）災害時の地域拠点となる施設・設備 （３）その他地域貢献に資する施設・設備	・ ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃焼設備 ・ 高効率空調機及びLED照明器具への切替え	・ 貯水槽による給水など災害時の地域拠点となるもの ・ 地域の公的施設等併設

別表第 2

1	本体工事費
	・ 本体工事費※ $\text{本体工事費} \times \frac{\text{健康増進型公衆浴場延床面積}}{\text{総工事延床面積}}$ ・ 公衆浴場用駐車場、駐輪場工事費一式 ※ 改修事業で併せて耐震改修を行う場合は、その経費を含む。
2	附帯設備費
	・ 健康増進型公衆浴場用設備工事費（居宅等の非対象部分を除く。） ・ 災害時の地域拠点となる設備工事費 ・ その他地域貢献に資する設備工事費
3	初度調弁費
	・ 上記の本体工事、附帯設備工事に係る初度調弁費
4	設計工事監理委託費
	・ 設計工事監理委託費 $\times \frac{\text{健康増進型公衆浴場延床面積}}{\text{総工事延床面積}}$

別表第3

返還額＝交付金額× { (365日×15年－補助事業が完了した日から公衆浴場の営業を廃止した日までの日数) ÷ (365日×15年) }

※ 施設・設備設置工事による休業以外の休業期間がある場合は、その日数を除く。



年 月 日

健康増進型公衆浴場改築支援補助助成申請書 兼 営業継続期間等誓約及び同意書

東京都知事 殿

健康増進型公衆浴場改築支援補助（_____費用）を受けたいので、健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱（平成31年4月1日付30生消生第589号、以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、下記1及び2のとおり、助成申請します。

また、この助成申請に当たり、下記3の事項について誓約及び同意します。

なお、助成の決定を受けた場合には、要綱第17の規定に基づいて改めて交付申請します。

記

1 申請者氏名等

申請者	氏名	印鑑証明書に記載の氏名（法人は、法人名及び代表者職・氏名） 実印		連絡先	自宅： 携帯：
	住所	印鑑証明書に記載の住所 〒 _____			
浴場	名称	営業許可書における施設の名称	所在地	営業許可書における施設の所在地 東京都	
	☐ 申請者と同じ（申請者と異なる場合は、次の経営者情報を記入してください。）				
経営者	氏名	営業許可書の交付を受けた者の氏名（法人は、法人名及び代表者職・氏名）		連絡先	自宅： 携帯：
	住所	営業許可書の交付を受けた者の住所 〒 _____			
浴場所有者	☐ 申請者と同じ（申請者と異なる場合は、次の所有者情報を記入してください。）				
	氏名	貸借契約書の貸主等の氏名（法人は、法人名及び代表者職・氏名）		連絡先	自宅： 携帯：
	住所	貸借契約書の貸主等の住所 〒 _____			

2 健康増進型公衆浴場改築支援補助助成申請の内容

(1) 浴場施設の現況

建築年月日	年 月 日	構造	造	地上	階	地下	階
建物 総床面積	m ²	浴場 床面積	m ²	多角化 部分 床面積			m ²
居宅 床面積	m ²	その他 床面積	m ²				

(2) 土地の状況

土地所有者	☐ 申請者と同じ（申請者と異なる場合は、次の所有者情報を記入してください。）			
	氏名	貸借契約書の貸主等の氏名（法人は、法人名及び代表者職・氏名）	連絡先	自宅： 携帯：
	住所	貸借契約書の貸主等の住所 〒 _____		
地積	☐ 公簿 ・ ☐ 実測		m ²	

※ 土地所有者が複数人の場合は、別紙により当項目に関する一覧を作成・添付すること

(3) 所管の建築主事への事前相談の状況

部署名	当申請の改修又は改築計画に関する事前相談をした部署名	連絡先	電話： (内線：)
担当者名	当該事前相談の担当者名（複数人の場合、全員を記載してください。）	相談日時	年 月 日 時 分頃
指摘事項等の有無 (有の場合、対応した内容)			

(4) 補助対象施設整備費申請額・事業計画の概要（改築・改修）

健康増進型公衆浴場改築支援 補助対象施設整備費申請額		円			
事業計画の概要（改築・改修）	構 造	造 地上 階・地下 階建			
	全 体	総床面積	m ²	所要総経費	円
	浴 場 部 分	床面積	m ²	所要経費	円
	多角化部分	床面積	m ²	所要経費	円
	居 宅 部 分	床面積	m ²	所要経費	円
	そ の 他	床面積	m ²	所要経費	円
	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	【補助対象施設・設備内訳】				
	区分	内 容		所要経費	
	健康増進型浴場 施設・設備			円	
	バリアフリー化			円	
	クリーンエネルギー化			円	
	受動喫煙防止に 関する設備			円	
	その他			円	

実印
(割印)

(5) 資金調達計画

資金調達計画	種類	資金調達先	資金調達先
	区市補助金	区市名：	円
	金融機関からの 借入金	金融機関名： 借入期間：	円
	その他		円
	健康増進型公衆浴場改築支援補助 (千円未満の端数切捨て)		円
	自己資金		円
	合計		円

(6) 消費税の適用に関する事項

(1) ☐ ア 消費税を補助対象経費に含めないで交付申請額を算定 ☐ イ 消費税を補助対象経費に含めて交付申請額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
☐ ア 免税事業者である	☐ ウ 消費税別表第3に掲げる法人である
☐ イ 簡易課税事業者である	☐ エ ア～ウ以外のものであって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

3 誓約及び同意事項（内容をご確認の上、☐に✓を入れてください。）

申請者が次の（１）から（４）までの事項について、誓約及び同意いたします。

なお、これらに相違又は違反がある場合のほか、要綱第23 1（１）から（８）までのいずれかの規定により交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、要綱第24に基づく補助金の返還や要綱第25に基づく違約加算金及び延滞金の納付に異議なく応じることを誓約いたします。

☐ (1) 記載した情報等について

申請者は、1及び2に記載した情報が事実と相違がないことを誓約します。

☐ (2) 経営継続期間（要綱第4）について

ア 申請者は、補助事業が完了した日（補助金の入金があった日）から改築の場合は15年以上、改修の場合は10年以上公衆浴場の営業を継続することを誓約します。

イ 申請者は、アの期間内にやむを得ず補助事業に係る公衆浴場の営業を休止又は廃止しようとするときは、速やかに休業届（第19号様式）又は廃業届（第20号様式）を東京都へ提出することを誓約します。

☐ (3) 暴力団員等（要綱第4ただし書）への非該当について

ア 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、要綱第4ただし書に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

イ 知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

※「暴力団員等」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

☐ (4) 既存不適格又は違法な造作物について

浴場施設を含む現況建造物に違法な工作物又は建築物あるいは建築確認申請が必要な修繕又は改修がある場合には、本件申請に係る工事とは別に適法に改修することを誓約いたします。

添付書類について、最後に必ずご確認ください。

- ☐ **事業計画書**（区市長の推薦状を受けるに当たり区市へ提出したものとなっている。）
 - ☐ **区市長の推薦状**
 - ☐ **工事設計書**（所管の建築主事への事前相談を行ったものとなっている。）
 - ☐ **見積書**（合計額と内訳総額の不整合や、申請書に記載した所要経費と齟齬はない。）
 - ☐ **施工前写真**（外観写真に加え、主な施工予定箇所が特定できる写真となっている。）
 - ☐ **施工図面**（施工予定箇所が明確に視認できる図面となっている。）
 - ☐ **現行図面**（寸法が判読できる図面となっている。）
 - ☐ 既存の浴場施設の**営業許可書**又は**その証明書の写し**（現在の営業者名義となっている。）
 - ☐ 建物の**検査済書（台帳記載事項証明書でも可）**、**建物図面**、**各階平面図**及び**登記事項証明書**
（共同担保目録付。借家の場合、建物所有者の工事承諾書をご提出ください。）
 - ☐ 土地の**公図**及び**登記事項証明書**（共同担保目録付。借地の場合、土地所有者の建築承諾書をご提出ください。）
 - ☐ 法人の**登記事項証明書**（法人の場合のみご提出ください。）
 - ☐ 前年度の事業税及び都民税の**納税証明書**（納税が完了している前年度のものとなっている。）
 - ☐ **印鑑証明書**（申請者名義のものであり、申請書等に押印した印影と一致している。）
 - ☐ 【法人の場合】**法人税申告書**及び**決算書の写し**（過去1か年の直近の決算期間）
【個人の場合】**所得税確定申告書**及び**決算書の写し**（過去1か年の直近の決算期間）
 - ☐ **東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の意見書**（同組合の組合員である公衆浴場の所有者又は経営者が申請する場合に限る。）
- ※消費税を補助対象経費に含めて交付申請額を算定している場合（免税事業者を除く）
- ☐ 消費税確定申告書の写し（付表含む 過去1か年の直近の決算期間）
-
- ☐ **知事が必要と認める書類**（申請者が浴場の所有者ではない場合は貸借契約書に加え、所有者から得たこの申請に係る営業誓約期間の同意が確認できる書類等、この申請書に記載した重要な事項を証明する書類が揃っている。なお、賃貸借契約書に原状回復特約や有益費償還請求権・造作買取請求権の放棄特約がない場合、新たに設定する当該特約の内容及び賃貸人及び賃借人の合意が判る書類を含む。）

申請書の体裁について、最後に必ずご確認ください。

- ☐ この申請書は、**日本工業規格A4縦型の用紙**により**両面印刷**されている。
- ☐ この申請書は、**1ページ目左側長辺に2か所ステープラ止め**又は**袋綴じ処理**がされている。
- ☐ この申請書は、漏れなく**割印を押印**している（実印により、2ページ目及び3頁目に跨った押印や製本テープと用紙に跨った押印がされ、複数の用紙が一体のものであることが示されている。）
- ☐ この申請書は、記入漏れや押印漏れはなく、**必要な情報がすべて記入**されている。

様

健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定書

年 月 日付けで助成申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助（ 費用）
については、健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱（以下「要綱」という。）第 9 の規定に基づ
き、下記のとおり助成することを決定します。

なお、補助金の交付については、要綱第 1 7 の規定に基づき、改めて交付申請を受けて交付決
定します。

年 月 日

東京都知事

記

1 補助内容

東京都は、この助成決定により助成の対象となった者（以下「助成対象者」という。）に対
し、 に要する費用の一部を補助します。

2 補助対象施設

補助の対象施設は、次の施設とします。

施設の名称	施設の所在地

3 補助の対象とする施設整備費は、 円とします。

4 をもって、この補助の条件とします。

5 助成対象者は、この助成決定の内容又は条件に異議があるときは、この助成決定書を受領し
た日の翌日から起算して 1 4 日以内に、申請を撤回することができます。

6 この助成に関しては、要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京
都規則第 1 4 1 号）の定めるところによります。

第 号
年 月 日

様

東京都知事

通 知 書

年 月 日付けで助成申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助（ 費用）
については、下記の理由により助成しないこととしたので通知します。

記

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

辞 退 届

年 月 日付 第 号で助成決定のあつた健康増進型公衆浴場改
築支援補助（ 費用）について、下記のとおり辞退することを届け出ます。

記

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

工 事 着 手 届

年 月 日付 第 号で助成決定のあつた健康増進型公衆浴場改
築支援補助（ 費用）に係る工事を下記のとおり着手したので届け出ます。

記

- 1 施設名及び所在地
- 2 工事の概要
- 3 工事請負事業者名
- 4 工事期間

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付 第 号で助成決定のあつた健康増進型公衆浴場改
築支援補助（ 費用）の内容について、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

3 変更年月日

第 号
年 月 日

様

東京都知事

変 更 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助（ 費用）の
内容の変更について、これを承認し、 年 月 日付 第 号による助
成決定の一部を下記のとおり変更します。

記

第 号
年 月 日

様

東京都知事

変 更 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助（ 費用）の
内容の変更について、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

記

第 号
年 月 日

様

東京都知事

助 成 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付 第 号で助成決定した健康増進型公衆浴場改築支援補助（ 費用）について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日付 第 号で助成決定を受けた健康増進型公衆浴場改
築支援補助（ 費用）について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添
えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

施設整備費 円×1／4＝ 円
(ただし、上限 円)

2 施設名及び所在地

住 所

氏名又は法人名

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで交付申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助金（費用）について、下記のとおり交付します。

年 月 日

東京都知事

記

1 補助金交付額 金 円

2 施設名及び所在地

3 交付条件

4 申請の撤回

申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、この交付決定書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができます。

第 号
年 月 日

様

東京都知事

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった健康増進型公衆浴場改築支援補助金
(費用) について、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

記

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

工 事 $\left\{ \begin{array}{c} \text{全 部} \\ \text{一 部} \end{array} \right\}$ 完 了 届

年 月 日付 第 号で交付決定のあつた健康増進型公衆浴場改
築支援補助金 (費用) に係る工事を下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1 施設名及び所在地

2 工事の概要

3 工事請負事業者名

4 工事期間

住 所

氏名又は法人名

補 助 金 額 $\left(\begin{array}{c} \text{全 部} \\ \text{一 部} \end{array} \right)$ 確 定 書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした健康増進型公衆浴場改築支援補助金（ 費用）について、 年 月 日付けをもって提出された工事完了届を審査した結果、適当と認められるので、補助金額を下記のとおり確定します。

なお、これに基づく請求書を 年 月 日までに提出してください。

年 月 日

東京都知事

記

金 _____ 円

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で額の確定を受けた健康増進型公衆浴場改築支援補助金（ _____ 費用）

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

東 京 都 知 事 殿

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

支 払 完 了 届

年 月 日付 第 号により交付を受けた健康増進型公衆浴場改
築支援補助金（ 費用）について、補助金相当額の支払を 年 月
日、下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1 補助金相当額の支払状況

2 添付書類（支払状況を証明するもの）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

消費税額報告書

(消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告)

年 月 日付 第 号で額の確定を受けた健康増進型公衆浴場改築

支援補助金に係る消費税及び地方消費税額について、下記のとおり報告します。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金額（知事が補助金額確定書により通知した額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（上記 3 － 上記 2） | 金 | 円 |

添付書類について、最後に必ずご確認ください。

☐簡易課税事業者

消費税確定申告書の写し(付表含む 補助対象経費の支払日が含まれる期間のもの)

☐本則課税事業者の方

消費税確定申告書の写し(付表含む 補助対象経費の支払日が含まれる期間のもの)

第 号
年 月 日

様

東京都知事

交 付 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付 第 号で交付決定した健康増進型公衆浴場改築支援補助（費用）について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

休業届

年 月 日付 第 号により健康増進型公衆浴場改築支援補助金（ 費用）の交付を受けた公衆浴場の営業を休止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 休業期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 休業理由

3 営業再開の予定（該当する□に✓を入れてください。）

☐ 営業を再開する予定（ 年 月頃）

☐ 再開の見込みなし

☐ 不明

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

廃業届

年 月 日付 第 号により健康増進型公衆浴場改築支援補助
金（ 費用）の交付を受けた公衆浴場の営業を廃止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃業年月日 年 月 日

2 廃業理由

3 補助金交付を受けて取得した財産の処分方法